

「年収 130 万円の壁」太陽誘電健保での対応について

令和 5 年 10 月 20 日付で、厚生労働省から「年収の壁・支援強化パッケージ」の取り扱い詳細が示されました。人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入変動である場合、被扶養者の年収が認定基準額（130 万円）を超過する場合でも、事業主の証明により、円滑な扶養認定を可能にするという仕組みになります。つきましては、当健保における本件の取り扱いについて下記のとおりお知らせします。

1. 概要

健康保険の扶養家族の認定は、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等で年間収入 130 万円未満であることを確認したうえで可否を判断しますが、「年収の壁・支援強化パッケージ」により、人手不足の事情のため一時的な収入変動がある場合はこれら書類に加えて、事業主の証明書をパート先等で入手し追加して提出いただくことで、被扶養者認定を可能とします。

ただし、被扶養者認定は、各種提出書類を確認の上、総合的に判断するため、事業主証明書の提出をもって必ず認定されるものではないことをご承知おさください。

2. 内容

（1）対象になる方

- ① すでに太陽誘電健保の被扶養者の方の場合
 - ・人手不足による一時的な収入変動があり年間 130 万円以上の方（定期扶養実態調査で調査対象となった方）
- ② 2023 年 10 月 20 日以降に、これから新たにご家族を太陽誘電健保の扶養に入れようとする方の場合
 - ・人手不足による収入変動により年間収入 130 万円以上が確認できる方

※60 歳以上の被扶養者の認定基準額（年収）は、180 万円です。

（2）今回の措置の対象者にならない方

- ① 雇用契約書等を踏まえ、年間収入見込みが恒常的に 130 万円以上となることが明らかの方。
- ② 自営業やフリーランス等のみで収入を得ており、特定の事業主と雇用関係にない方。
- ③ パート先等で、社会保険（健康保険・厚生年金）の加入要件を満たす方。その場合は年間収入の額に関係なく法律上、パート先等で社会保険に加入します。

（3）手続き

- ① すでに太陽誘電健保の被扶養者の方の場合
 - ・毎年夏～秋にかけて定期被扶養者実態調査（以下「検認」という）を、対象者を限定して実施しており、被扶養者になっている方は、年間収入 130 万円を超えた時点で提出するのではなく、毎年行う検認時に提出していただきます。
 - ・被扶養者の収入確認に当たっての「「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」
 - ・給与明細・雇用契約書等の写し（所定労働時間・時給単価等の明記のあるもの）
- ② 2023 年 10 月 20 日以降に、これから新たにご家族を太陽誘電健保で扶養に入れようとする方の場合
 - ・通常の必要書類とともに下記の書類をご提出ください。
 - ・被扶養者の収入確認に当たっての「「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」
 - ・給与明細・雇用契約書等の写し（所定労働時間・時給単価等の明記のあるもの）

※契約書の内容について健康保険組合より事業主に直接照会することがあります。

<リンク> 厚生労働省 HP ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf>
被扶養者の収入確認に当たっての「「一時的な収入変更」に係る事業主の証明書」